

令和5年度教育課程編成における注意点(今年度変更点 抜粋)

(1) 「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて

- ① 年間を通じて広く保護者等に学校を公開する土曜日における授業日は、**年間10回**とする。

・10回には、体育的行事(運動会)、文化的行事(学習発表会・展覧会・文化祭)、保護者会、面談、学校公開等の保護者が来校する土曜日を含む。
・土曜日の使い方について創意工夫を行うこと。
例: 地域の方を対象とした「学校体験」、新入生を対象とした「体験授業・体験部活動」親子で参加できる「レクレーション」、地域の方と連携した「防災訓練」、避難所訓練と合わせた「引き取り訓練」、土曜補習、チャレンジデー等

- ② 土曜日における授業を公開日に設定する際は、月2回を上限とする

平成22年1月14日付21教指企第1001号「小・中学校における土曜授業の実施に係る留意点について(通知)」(東京都教育委員会)による
(回数) 土曜における教育課程に位置付けられた授業の実施は、各月2回を上限とする。

- ③ 土曜日における授業を公開することは、地域、保護者に自校の普段の教育活動を公開するよい機会となる。中学校は、多くの小学校第6学年の児童及び保護者が、中学校選択について考える一学期中の土曜日に、学校説明会を必ず設定する。
④ 中学校のブロックで年間の土曜における授業の公開実施日の調整を行う。
⑤ **土曜日に実施した授業等の振替休業日は、運動会、学習発表会を午後まで実施した場合のみ、原則直近の月曜日を指定するものとする。**

(2) 各教科等及びカリキュラム・マネジメントの推進について

- ① スタートカリキュラム (小学校)

- i) 保育所、幼稚園での子どもの経験、学びを生かした小学校第1学年の指導の工夫を行う。「4月の1週間」「4月、5月、6月、7月の一学期中」「2学期、3学期の始め」等、中期・長期のスパンでの指導の見通しをスタートカリキュラムにまとめ、実践する。
ii) 1単位時間の分割、実態に合った時間の取り方、余剰時間の活用等を取り入れる。

- ② SDGs

- i) SDGsの取組について教育課程に必ず位置付けること。その際は教科指導等との関連付けを図る。(カリキュラムマネジメントによる推進)
ii) 「SDGs」に関する学校の取組広く公開・発表する機会を必ず位置付ける。

【SDGsと学校2020レガシーとを関連付けた取組例】

- ・共生社会の実現に向け、パラリンピアンを招聘した障害者理解教育を推進する。
・国際社会で活躍できるグローバル人材の育成を目指し、豊島区で行われる「子ども未来国連会議」への参加に向けた取組を推進する。
・地域課題を自分事化させるため、地域と連携したボランティア活動を推進する。

- ③ 生命(いのち)の安全教育

- i) 文部科学省から配布されている「生命(いのち)の安全教育」の教材等を活用した授業を全学年で必ず実施する。【3豊教指第323号令和4年5月14日付 子供や若者を性暴力の当事者にしないための「生命(いのち)の安全教育」の教材等の周知について(通知)より】
ii) 実施する時数は問わない。発達段階に応じて学級活動、体育・保健体育の保健分野、道徳の授業等との関連を図る。
iii) 日常的な人権指導を充実させ、性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう自分や他者を尊重する態度等を身に付けさせること。

授業改善と学校評価、教育課程編成の流れ

	授業改善	SDGs・教育課題	生活指導等
一学期			
4月	スタートカリキュラム		心のケア・SC面談
5月	授業や行事のアンケート評価		
6月	指導課訪問 指導方法工夫改善視察	SDGsの取組・ 東京2020レガシー・ カーボンハーフ スタイルの取組	ふれあい月間
7月	タブレット活用週間 授業改善推進プランの作成	生命の 安全教 育	区いじめ調査 区不登校調査 不登校対策会議
8月	授業改善強化月間		
		学校評価（中間評価）	
二学期			
9月			心のケア・SC面談
10月	授業や行事のアンケート評価		
11月		こども未来国連会議	ふれあい月間
12月	授業改善推進プランの見取り		
		学校評価（学校関係者評価・第三者評価）	人権週間 区いじめ調査 区不登校調査
三学期			
1月		次年度教育課程の編成	心のケア・SC面談 生命の安全教育
2月			
3月		次年度教育課程の提出	区いじめ調査 区不登校調査